

入札心得書

吹田市 総務部 総務室

入札注意事項

- 1 入札参加者は、設計図書を十分検討のうえ、入札してください。
- 2 入札書は吹田市指定の様式を使用してください。
- 3 委任状及び入札書の記入については、黒インク又は黒ボールペンを使用してください。なお、押印については必ず朱肉を使用してください。
- 4 入札参加者が代理人による入札をする場合は、吹田市指定の委任状を提出してください。
- 5 入札参加者又はその代理人は、今回の入札において、他の入札参加者の代理をすることができません。
- 6 一度提出した入札書は、開札の前後を問わずこれを引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- 7 入札参加者は、公正な入札を妨害する次の行為を行うことを禁止します。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為。
 - (2) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示すること。
- 8 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な言動をするなど入札を公正に執行することができないと本市入札担当者が認めた場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 9 次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とします。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札。
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
 - (3) 定められた様式以外の入札書による入札。
 - (4) 記名、押印を欠く入札書による入札。
 - (5) 金額を訂正した入札書による入札。
 - (6) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札。
 - (7) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札。
 - (8) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札。
 - (9) 金額、工事名又は業務名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札。

入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退するときは、文書により申し出てください。

開札

開札は、入札書を提出した後、直ちにその場で行います。

落札者の決定

- 1 入札参加者のうち、その入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とします。ただし、その価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ最低制限価格を設けている場合には、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します（当該入札者は、くじを引くことの辞退をすることはできません。）。

再度入札

入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

なお、予定価格を事前公表した時には入札回数は1回とし、落札者がなければ入札を打ち切り再度入札は行いません（入札結果については不調とし、改めて入札を執行します。）。

落札者がいないとき

再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を行うための交渉をすることがあります。

入札の取り止め

入札価格が、予定価格と著しく開きがある場合は、再度入札を取り止める場合があります。

契約内容

- 1 契約書は吹田市指定の契約書を使用しなければなりません。
- 2 落札者は、契約書に記名押印し、入札終了後速やかに提出しなければなりません。
- 3 入札終了後又は契約締結後に「公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札」が判明した場合は、その入札結果を取り消し又は契約を解除するものとします（落札者がなく、随意契約により契約を締結したものを含む。）。

異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書、現場についての不明を理由として、異議申し立てをすることはできません。